

同一指数世帯の優先順位(現行)

優先段階	条件
第一段階	保育の実施基準指数の高い世帯
第二段階	階層低位順(同一階層の場合は、所得税額低位順。必要な税資料の提出がない場合、最高階層として選考する。)
第三段階	申込児を有償で預けている期間の長い世帯(転園申込の場合は、適用しない)
第四段階	類型間の優先順位(①～⑩の順) ①不存在等、②疾病・障害、③外勤、④居宅外自営、⑤介護、⑥居宅内労働、⑦出産、⑧就労内定・開業予定、⑨就学等、⑩求職

同一指数児童の優先順位(案)

優先段階	条件
第一段階	調整基準番号25に該当する者
第二段階	保育の利用基準指数の高い者
第三段階	階層低位順(同一階層の場合は、所得割課税額(世田谷区保育料条例別表1備考1(7)の所得割課税額をいう。)低位順。必要な税資料の提出がない場合、最高階層として選考する。)
第四段階	申込児を有償で預けている期間の長い者(転園申込の場合は、適用しない)
第五段階	世田谷区に住民登録し、引き続き居住している期間が長い世帯(保護者のどちらか長い期間を適用)
第六段階	類型間の優先順位(①～⑨の順) ①不存在等、②疾病・障害、③居宅外労働、④介護、⑤居宅内労働、⑥求職、⑦出産、⑧就労内定・開業予定、⑨就学等

※調整基準番号25

年齢上限がある区内の保育所(地域型保育事業を含む。)を卒園し、引き続き区内の保育所等の利用を申し込む場合